

令和3年1月14日

保護者の皆様へ

南知多町教育委員会
教育長 高橋 篤

緊急事態宣言再発令にあたっての小中学校における教育活動について

保護者の皆様には、本町の教育活動に対し、日頃よりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染予防に関し、ご家庭においても様々なご配慮をいただきありがとうございます。ご承知のように、1月13日（水）に国の緊急事態宣言が愛知県にも再発令されました。感染症の拡大を最小限に止め、お子様が学校で安心・安全な生活を送ることができるよう、改めて下記についてのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 登校に際して

- (1) ご家庭で、毎朝、検温と健康観察をしてください。
 - 学校が配付する記録用紙に記入し、毎日、提出してください。
 - お子様の体調が思わしくない場合は自宅で休養させてください。
 - お子様や同居のご家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、回復するまで登校を見合わせ、自宅で休養をさせてください。
(これらの自宅休養の扱いは「欠席」ではなく「出席停止」とします)
- (2) 登校後、お子様に発熱や咳の症状が見られた場合、帰宅させますので、保護者の方のお迎えをお願いします。
 - この場合も、「早退」ではなく「出席停止」になります。

2 マスクの着用・校内の換気について

- (1) 学校では、児童生徒及び教職員は原則としてマスクを着用します。ただし、以下の場合、必ずしもマスク着用は必要ではありません。
 - 十分な身体的距離が確保できる場合
 - 体育の授業など、運動をするとき
- (2) 寒い時期ですが、暖房をしながら、可能な限りの常時換気に努めます。暖かい服装を心がけるなど、健康管理の工夫をお願いします。
- (3) 登下校時のマスク着用については次の通りです。
 - 徒歩通学者（屋外）**：冬季は、マスク着用を奨励します。未着用の場合は、通学団などでは発声や密接に気を付けさせます。
 - 自転車通学者（屋外）**：マスク着用は必ずしも必要ありません。
 - スクールバス（屋内）**：マスクを着用します。バス内ではなるべく距離を取って座り、会話を控えさせます。

3 部活動について

- 感染拡大防止に配慮し、活動内容を工夫しながら、各校の計画に沿って実施します。対外試合については他校の児童生徒との接触を避けるため、原則として2月7日（日）まで中止いたします。

裏面に続きます

4 ご家族のコロナウイルス感染が疑われる場合の連絡について

- (1) お子様やご家族が、濃厚接触者として特定されたり、健康観察の対象となったりするなどして保健所から自宅待機を指示されたときは、必ずその指示に従い登校を控えてください。
- (2) (1)の指示が出た場合や、感染が判明した場合は、**必ず速やかに学校または南知多町教育委員会 学校教育課へ連絡をしてください**。感染拡大防止のためには早めの連絡が必要です。
- (3) 学校は、個人情報管理を徹底し、その後、お子様やご家庭に精神的な負担がかからないよう、対応を徹底します。

5 児童生徒または教職員のコロナウイルス感染が確認された場合

- (1) 2学期開始時点（8月21日）のお知らせでは、感染確認の時点で「保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数で臨時休業を実施します」としておりました。しかし、その後の状況（学校内では感染が広がらなかった事例が、全国的に見ても大部分であること等）により、**直ちに臨時休業を行うのではなく、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断することとします**（これは、文部科学省の「学校衛生管理マニュアル」に従うものです）。
- (2) 臨時休業判断のタイミングによっては、授業を中断しての緊急下校も含め、急きょ臨時休業の連絡をする場合（各校の配信メール、町HP等）もあります。
- (3) 臨時休業の措置をとった場合には、校内の消毒作業を行います。その後の対応については保健所等と協議の上、決定し、学校から連絡いたします。
- (4) 感染拡大の状況によっては、給食センターを閉鎖する場合があります。急に弁当持参になる可能性もありますので、ご了承ください。実施については、保健所と協議の上、決定します。

6 その他

- 地域の感染拡大状況により、感染リスクの高い活動を一時的に見合わせる場合があります。また、校内で予定されていた行事等を変更・中止する場合がありますので、各校からの連絡をご確認ください。
- 予断を許さない状況は継続しています。感染経路の遮断と体の抵抗力を付けることが重要とされています。引き続き、「**手洗い・うがい・マスク着用**」の徹底をしていただきますとともに、「**早寝・早起き・朝ごはん**」によって**生活リズムを整えて、運動によって体力を付ける**など健康管理に努めてください。これは、他の疾病予防にも必要です。

※ 当面の間は、以上のような対応をしていきますが、状況が刻々と変わっております。変更する場合には、学校を通して連絡させていただきます。

《参考》 次の症状がある場合は、半田保健所内「帰国者・接触者相談センター」(TEL21-3342)に相談してください。その後、検査を受けることになった場合は学校へ連絡してください。

- 息苦しさ、強いだるさ、味覚障害等の強い症状がある場合や、発熱や咳など比較的軽い症状が続いている場合

(担当) 南知多町教育委員会学校教育課(中村)

TEL : 0569-65-0711 (内 555) FAX : 0569-65-2685

E-mail gakkyou@town.minamichita.lg.jp